

～沖縄県からのお知らせ～

ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

●給付金の対象となる方

■次の①～③のいずれかに該当する方

①令和2年6月分の**児童扶養手当**が支給された方

②障害年金、遺族年金等の**公的年金**を受給していることにより、令和2年6月分の**児童扶養手当**の**支給を受けていない方**

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて**家計が急変**するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方

●給付額

1世帯**5万円**、第2子以降1人につき**3万円**

●申請・お問い合わせ

お住まいの市町村の**児童扶養手当の窓口**へ

●申請〆切

令和3年2月末日

新型コロナの影響で
収入が減少した方は
市町村窓口にお問い合わせを！